

ひとり親家庭のお母さんへ

離婚等により子どもを養育しながら生計を一人で維持していく母親等を支援するために、国民のみなさんが納めた税金をもとに、児童扶養手当を支給します。また、母子家庭の経済的自立「就職・転職」の応援や「困りごと相談」など支援しています。
問い合わせ ことば家庭課(内線166)

児童扶養手当制度について

主な対象者

父母が婚姻を解消した子ども、父が死亡又は父が一定の障害の状況にある子ども、父に1年以上遺棄された子ども、父が法令により1年以上拘禁されている子ども等を育てている母または養育者です。

支給月

手当は、1年に3回、4月、8月、12月に4か月ずつ支給されます。

月額全部支給

子ども1人 4万1720円
子ども2人 4万6720円

その他生活支援等

☆児童扶養手当受給者にかかる優遇制度(ニュー福祉定期郵便貯金、新マル制度)・JR通勤定期乗車券の割引制度があります。

母子自立支援プログラム策定事業

※相談は、埼玉県母子福祉センターへ ☎048-642-6557
対象者 児童扶養手当を受給している、健康で就業意欲はあるが、どのようなスキルを身につけたらいいのか、ハローワークをどのように利用したらよいかなどお悩みの方(就業中の方もOK)
就業支援のながれ
ステップ1 埼玉県母子福祉センターの相談員と面接
現在の生活、就業の状況などを聞き自立支援計画を作成します。
ステップ2 ハローワークコーディネーターと面接
相談員も参加し就業に関する状況や意向を聞き支援メニューを決定します。
ステップ3 ハローワークによる就業支援
①ハローワークの担当者によるマンツーマン支援
②トライアル雇用事業に活用によ

月額一部支給

子ども1人 4万1710円
子ども2人 4万1710円
子ども3人以上 2人の場合に、1人につき3000円を加算した額です。
なお、支給額は所得額に応じて複雑に算定されています。
※養育費の8割も所得に加算されず。

現況届の提出

前年の所得等の把握と、8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

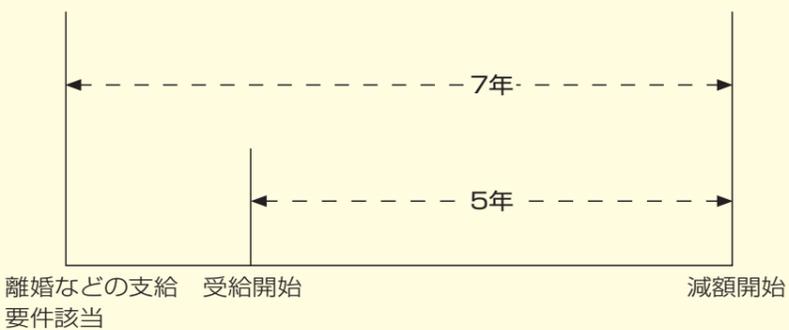
提出期限

8月1日(水)～31日(金)(土、日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時まで。
※土曜開庁日の8月4日は、午前8時30分～正午まで受付

お知らせ

平成20年4月より児童扶養手当支給額が減額されます。
(児童扶養手当法第13条の2)
減額額 平成20年4月までに政令により決定されます。(1/2以上減額することはないとされています。)

除外対象者 3歳未満の児童を監護している場合や身体上の障害がある場合は適用が除外されます。



母子寡婦福祉資金貸付制度

入間東福祉保健総合センターへ ☎04-2929-4117
母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。
対象者・母子家庭の母で20歳未満の子を扶養している方
(所得制限あり)
・父母のいない20歳未満の児童・寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
(所得制限あり)

貸付内容 母対象↓事業開始、事業継続、技能習得、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚
子対象↓ 修学、就学支度、就職支度、医療介護
※申請↓面接↓審査↓貸付適否決定(申請すべてが貸付できるものではありません。)
通常、申請から貸付までの期間は1か月程かかります。(申請用紙等はこども家庭課にあります。)

◎お子さんの修学資金には、その他に日本学生支援機構奨学金、埼玉県高等学校等奨学金、社会福祉協議会の貸付などがあります。
※入間東福祉保健総合センターでは、女性相談員がおり、各種生活

特別児童扶養手当の所得状況届出

特別児童扶養手当を受給している人は、所得状況届を必ず提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

提出期間

8月13日(月)～31日(金)(土、日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時まで。

提出先・問い合わせ

健康福祉課障害福祉係
(内線173～175)



家庭児童相談(こども家庭課なんでも相談)

相談にも応じています。

☎258-0055(直通ダイヤル)
受付時間 月～金
午前9時～午後5時
(祝日を除く)

18歳未満の子どもを取りまく家庭の問題や子育ての悩みを専門の相談員「家庭児童相談員」が受け、一緒に解決の方法を考えていきます。
子ども本人、家族、地域の方などなたからの相談にも応じます。
一人で悩まずにご相談ください。

